

経 済 産 業 省

20230810貿局第1号
輸出注意事項2023第14号
輸入注意事項2023第15号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約附属書Iに掲げる鯨等の取扱いについて」（令和元年7月26日
付け輸出注意事項2019第34号・輸入注意事項2019第79号）等の一部を改
正する規程を次のとおり制定する。

令和5年9月1日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「ワシントン条約附属書Iに掲げる鯨等の取扱いについて」等の一部改正
について

「ワシントン条約附属書Iに掲げる鯨等の取扱いについて」（令和元年7月26日
付け輸出注意事項2019第34号・輸入注意事項2019第79号）等の一部を別
紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定められた日から
施行する。

- 一 別紙1に係る規定 令和5年9月1日
- 二 別紙2の7中「ベリーズ」に係る改正規定 令和5年9月10日
- 三 別紙2の7中「マラウイ」に係る改正規定 令和5年9月21日
- 四 別紙2の7中「ジョージア」に係る改正規定 令和5年10月15日

「ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨等の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨等の取扱いについて (令和元年7月26日付け輸出注意事項2019第34号・輸入注意事項2019第79号)

改正後						現行							
貨物名		関税率表の番号等				貨物名		関税率表の番号等					
(略)		0106・12	0208・40	0210・92	<u>0506・90</u>	1504・30	(略)		0106・12	0208・40	0210・92	1504・30	1521・90
		1521・90	16・01	1602・10	1602・20	1602・31			16・01	1602・10	1602・20	1602・31	1602・32
		1602・32	1602・39	1602・41	1602・42	1602・49			1602・39	1602・41	1602・42	1602・49	1602・50
		1602・50	1602・90	2301・10	23・09				1602・90	2301・10	23・09		

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現行
<p>1～6 (略)</p> <p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、<u>バングラデシュ</u>、ベルギー、<u>ベリーズ</u>、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、<u>ジョージア</u>、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、<u>マラウイ</u>、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ</p> <p>8～11 (略)</p>